

① 資源管理の在り方の見直しについて

ア 水産資源の保存・管理に関する諸外国の事例調査【平成 21 年中措置】

(質問)

我が国の水産資源が国民にとって公共性のある資源であることをこれまでどのような手段で周知したのかご教示願いたい。

どこの漁業国について情報の収集を行い、どのような結果が得られたのか、さらに国民共有の財産としている国の資源状態がどのようなになっているのかご教示願いたい。

また、結果を国民に知らせるべきであるが、どの様な手法で実行するのかご教示願いたい。

今後、どのような計画で、どのようなことを調査していくのか、ご教示願いたい。

(回答)

1 我が国では、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 2 条において、国連海洋法条約を引用しつつ、それを踏まえて水産資源の適切な保存・管理を行うべき旨が規定され、国民全体に水産資源が供給されるように国及び都道府県が努めているところである。

我が国の水産資源にそのような趣旨での公共性があることについては、「平成 13 年度水産の動向に関する年次報告」や水産基本法の PR 資料において記述しているところであり、インターネットにおける公表、年次報告の販売、PR 資料の配布、説明会における説明等により、周知を行ってきたところである。

2 また、海外の漁業国における水産資源の評価・管理制度等の事例については、現在、米国、EU 等諸外国の情報収集を行っているところであり、その調査結果の公表の方法は今後検討することとしている。

① 資源管理の在り方の見直しについて

イ 水産資源の増加に向けた政策目標の一層の明確化【平成 21 年中措置】

(質問)

そもそも、新規加入量の増減により期中の A B C の改定が行われる場合、0 歳を中心とした若齢魚の乱獲につながりやすい。従って、A B C の再評価を行い、T A C を見直す場合は、A B C が減少し、保護措置を必要とする際に限るべきである。今回定められた再評価ルールは乱獲に結びつくので直ちに廃止されたいが、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 A B C は、直近の新規加入量等を推測して算出することから、ある程度の不確実性を有するものである。
- 2 期中の A B C 改定（再評価）は、評価精度向上の観点から、より直近の漁業情報、調査船調査の結果等の情報を加味して、資源全体について、より実態に即した A B C を算出するものである。
- 3 このため、A B C の改定に伴い T A C を増加させたとしても、乱獲につながるとは考えていない。

(質問)

中期的管理方針に盛り込むべき T A C 対象資源の M S Y レベルの具体的な数字（資源量、漁獲量）をご教示願いたい。

(回答)

- 1 M S Y 水準は、特定の資源の再生産がその資源自身の密度で決まると想定しており、他資源との競合や海洋環境の変化等は考慮されていない理念的なものである。したがって、M S Y 水準を特定することは困難である。
- 2 そのため、現在では、過去のデータ等に基づき、良好な加入が期待できなくなる資源量・親魚量や経年変動から、それ以下に減少するのは望ましくないと判断される水準（B limit）を設定し、この水準以上の維持又は回復が図れる漁獲係数（資源に対する漁獲比率）を設定する方法がとられている。

(質問)

各資源の系統群毎のBlimitをお示し願いたい。

また、何年でBlimitに回復させるのかお示し願いたい。

(回答)

1 平成20年度我が国周辺水域の漁業資源評価によると、TAC対象魚種のBlimitは以下のとおり。

| 魚種 | 資源評価群単位 | Blimit | | |
|--------|----------|-------------|-------------|---------------|
| | | | | |
| マイワシ | 太平洋系群 | 親魚量 | 1996年水準 | 222千トン |
| | 対馬暖流系群 | 親魚量 | 1971年水準 | 10万トン |
| マアジ | 太平洋系群 | 親魚量 | 1986年水準 | 24千トン |
| | 対馬暖流系群 | 親魚量 | 2001年水準 | 14万トン |
| マサバ | 太平洋系群 | 親魚量 | | 45万トン |
| | 対馬暖流系群 | 親魚量 | 1997年水準 | 247千トン |
| ゴマサバ | 太平洋系群 | 親魚量 | 1996年水準 | 36千トン |
| | 東シナ海系群 | 親魚量 | 2004年水準 | 41千トン |
| サンマ | 太平洋北西部系群 | 未設定 | | |
| スケトウダラ | 日本海北部系群 | 親魚量 | 2000年度当初の水準 | 146千トン |
| | 根室海峡 | 未設定 | | |
| | オホーツク海南部 | 未設定 | | |
| | 太平洋系群 | 親魚量 | 1982年水準 | 154千トン |
| ズワイガニ | オホーツク海系群 | 未設定 | | |
| | 太平洋北部系群 | 漁期後の雌資源量 | 2000年水準 | 280トン |
| | 日本海系群 | 漁期終了時の親魚資源量 | 2002年水準 | 2,500トン |
| | 北海道西部系群 | 未設定 | | |
| スルメイカ | 冬季発生系群 | 親魚量 | | 5.9億尾(184千トン) |
| | 秋季発生系群 | 親魚量 | | 287千トン |

※ サンマ、ズワイガニ（北海道西部系群）はデータ量が不足しているため、スケトウダラ（根室海峡、オホーツク海南部）は外国水域とのまたがり資源のためBlimitは未設定。

2 なお、対象資源に係る管理目標などについては、TACの設定において、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める中期的管理方針に則して決定している。

(質問)

EUにおいては、2015年までに水産資源をMSY水準にまで維持または回復させるとしたヨハネスブルグ・サミットの国際約束を達成するためにITQの導入を検討することとなったが、我が国はこの国際約束を達成できるのか。達成するための手法についてもご教示願いたい。

(回答)

- 1 各海域ごとに設立された地域漁業管理機関において、資源回復を図るため、科学的な資源評価に基づき、関係国が協調して、漁獲量、操業期間、漁船隻数の規制等が実施されているところである。
- 2 世界の水産資源を持続的に利用していくためには、国際的な協力が不可欠であることから、地域漁業管理機関や関係国との協議を通じて、適切な保存管理措置を推進していくことが重要であり、日本も主要な漁業国として適切に対応していく考えである。
- 3 また、我が国周辺水域においては、漁船の総トン数及び隻数、操業期間、操業区域等の規制や主要魚種を対象とした漁獲可能量制度、資源回復計画の作成及び同計画に基づく取組の推進等により、水産資源の管理を図ってまいりたい。

(質問)

例えば、マサバ太平洋系群やスケトウダラ日本海北部系群について、MSY水準までの回復を実現するには、現行のABCに照らして、どのような具体的な回復措置をとるのかご教示願いたい。

(回答)

- 1 「MSY水準」については、前述のとおり理念的なものであり、複数魚種間の資源変動（魚種交代）がみられる我が国周辺水域の資源について、魚種・系群別に個別にこれを算出することは現実的に困難である。
- 2 御指摘の2系群のうち、マサバ太平洋系群については、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める中期的管理方針において、TAC管理に加えて資源回復計画に基づき資源の回復を図るよう管理を行うこととしている。また、スケトウダラ北部日本海系群については、同方針において、TAC管理に加えて資源回復計画に基づき資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うこととしているところである。

(質問)

太平洋系群南部(四国・九州沖)のヤリイカは資源回復目標を達成したとあるが、その回復目標と、どのような意味において達成したのか。他方、同対馬暖流系群は、引き続き資源水準が低位であり、資源回復が図られない理由は何か、ご教示願いたい。

(回答)

- 1 ヤリイカ太平洋系群(南部)資源回復計画は、ヤリイカを主に漁獲する沖合底びき網漁船の漁獲量を、2003年の211トンから当面5年間で約470トンまで回復させることを目標としていた。その後の同計画に基づく漁獲努力量の削減(減船)等により、操業は実質1統のみとなり、同漁船の漁獲量は329トンと大きく増加し、1統当たり漁獲量からみれば当初の目標を上回った。そのこと及び資源評価においてヤリイカの資源動向も増加傾向にあることから、目標を達成したものとした。
- 2 ヤリイカ対馬暖流系群の資源変動には、いわゆる海洋環境のレジームシフトが大きく関係することが示唆されており、当該資源が回復しない要因の一つと考えられる。

(質問)

資源回復計画によって事業対象の魚種がどれくらい増大したのかデータをお示し願いたい。特に、北部太平洋のマサバについて詳細にご教示願いたい。

(回答)

資源回復計画を一定期間以上実施している魚種の中で、現時点で増大が見られているものの例としては次のようなものがある。

| 魚種 | 資源回復目標 | 現状 |
|--------------|--|--|
| マサバ（太平洋系群） | 平成 23 年度までの取組により、産卵親魚量 18 万トン水準以上とする。 | 産卵親魚量の推移(万トン) 15 年 5.1 16 年 11.7 17 年 12.8 18 年 26.7 19 年 19.3 |
| アカガレイ（日本海西部） | 計画開始年（平成 14 年）における資源水準を指数で 100 とした場合に、10 年後に 115（漁獲量では 110）とする。 （参考） 3,229t（平成 23 年度における目標漁獲量）=2,935t（平成 14 年の漁獲量）×1.1 | 漁獲量の推移(トン) 14 年 2,935 15 年 3,046 16 年 3,422 17 年 3,406 18 年 3,939 19 年 4,901 |

(質問)

さらに、マサバの漁獲数量の把握が出来ないとしているのに、なぜ、マサバの資源回復計画が立案・実行できるのか、ご教示願いたい。

(回答)

マサバとゴマサバについては、特に若齢魚において判別が難しいことや市場において種別取扱いが行われていないことから、TAC 管理においてサバ類として扱っている。一方、資源回復計画においては、TAC 管理のような厳密な数量管理は必要なく、市場調査等に基づく資源評価を利用している。

① 資源管理の在り方の見直しについて

ウ 資源管理に係る公的な独立機関の事例調査【平成21年度措置】

(質問)

どのような事例調査が行われてたのか、さらにどのような調査を進めていくのかご教示願いたい。

(回答)

海外の漁業国における水産資源の評価・管理制度等の事例については、米国、EU等諸外国の情報収集を行っているところである。

(質問)

委託費で行われている資源評価において、どのように科学研究機関の公平性・客観性を保っているのか、ご教示願いたい。

(回答)

資源評価は、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）に委託して行っているが、科学的データに基づく資源量推定等について「ABC算定のための基本規則」を定め、評価を行うとともに、水研センター内で魚種毎の評価担当者の原案に対し、他魚種担当者を含む資源評価に携わる者全員でのクロスチェックはもちろん、水研センターから独立した組織である大学関係者や地方公共団体の研究者等外部の有識者や漁業関係者等幅広い範囲からの意見聴取も行い、評価結果が担当者の思いこみや業界・地域等の思惑に左右されない、客観性・公平性が確保されたものとなるよう努めているところ。

(質問)

多くの職員が、水産庁と水研センターとの人事上受け入れ、交流があるが、科学研究機関の中立性をどのように担保しているのか、ご教示願いたい。

(回答)

水研センターの業務に係る評価については、まず水研センター自らが自己評価を行い、その結果を主務府省の独立行政法人評価委員会に提出して評価を受けた後、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会で評価を行う、ダブルチェックの体制がとられている。それぞれの評価において、外部の有識者や専門家等の外部委員を交えた評価がなされていることから、研究機関としての中立性は十分に担保されていると考えている。

② 資源評価及びABCの決定プロセスの見直しについて

ア 資源量調査及び資源評価における漁業者等の参画とプロセスのオープン化【平成21年中措置】

(質問)

科学者が調査計画を立案し、漁船で調査を実施するべきと考える。水研センターにもかかる調査が存在するが、今後どのように調査の充実を図るのか、ご教示願いたい。

(回答)

- 1 資源評価においては、漁船を用船した調査や標本船調査を行っており、これら調査によるデータは加入量推定等の基礎になるなど、資源評価を行う上で欠かせないものである。
- 2 漁船を用いた調査は必要不可欠と考えており、今後とも予算措置の状況も勘案しながら調査の拡充に努めてまいりたい。

イ ABCの決定における漁業者等の参画及びプロセスのオープン化【平成21年中措置】

(質問)

科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるためにどのように取り組んだのか、どのように国民にオープンにしたのか、また、一般の国民がこれまでどれくらい参加したのか、ご教示願いたい。

(回答)

資源評価原案作成前における現地調査、毎年の資源評価の取りまとめに向けた地域ブロック資源評価会議（平成20年度実績：全国7箇所で開催、総参加人数約480人、出席団体：全国底曳網漁業連合会、全国まき網漁業協会等）、全国資源評価会議（平成20年度実績：総参加人数102人、出席団体：全国まき網漁業協会、日本定置網漁業協会等）に漁業関係者の参加を求めるとともに、ホームページを通じて会議開催の周知及びパブリックコメントも実施しており、加えて個別の資源に係る課題に関する漁業関係者の意見の聴取や評価結果の子細を説明するための意見交換会を開く等、漁業関係者とのコミュニケーションを図っているところである。

ウ 資源評価及びABC算定における第三者が参加した評価の実施【平成21年中措置】

(質問)

基礎データのオープン化とともに第三者が参加した評価を実施するに当たって、NGOの代表科学者や外国人科学者の加入のためにこれまでどのようなことを行ったのか、ご教示願いたい。

(回答)

- 1 資源評価を行うにあたり使用した漁獲量等の基礎データは、評価結果報告書である「我が国周辺水域の漁業資源評価」に掲載されており、これら資料はホームページで掲載されており、誰でも閲覧することが可能である。
- 2 また、第三者が参加した評価については、本年9月頃に外国人科学者から我が国が行っている資源評価方法に関する意見を伺う予定である。

③ T A C設定の見直しについて

ア T A C設定の厳正化【平成 21 年中措置】

(質問)

T A CはA B Cを超えないことが基本原則であるが、そのA B Cが適切な資源回復目標から大幅に後退しており、このままでは、資源の更なる悪化が進行する。そのような認識をお持ちか否かお伺いしたい。

(回答)

A B Cについては、当該資源の状況や特徴を踏まえ、その維持や回復のための複数のシナリオに基づき算定されている。また、可能な限りA B Cの範囲内でT A Cを定めるようにしているところであり、現在のT A C設定により資源の悪化が進行するとは考えていない。

(質問)

ズワイガニT A C設定の留保枠とはなにか、海域によらず設定されているのか、さらに7%とされている根拠は何か。

(回答)

- 1 ズワイガニの留保枠は、日本海海域（A海域・B海域）を対象に、T A Cの内数として7%を留保しているものである。この留保枠は、年により漁場が変動することに対応して漁獲状況に応じて漁期中に追加配分を行うことを目的として設定され、関係者の自主的な協議会において、追加配分の調整が行われている。
- 2 この留保枠設定の経緯については、
 - ① 平成14年にズワイガニ漁業にかかる許可制度の改正が行われ、ズワイガニを採捕する小型底びき網漁業が大臣承認漁業（ずわいがに漁業）から除かれ、知事許可漁業として位置づけられたこと
 - ② これにより、各県の小型底びき網漁業及び大臣管理漁業がそれぞれ別の配分枠で管理されることとなったが、実際の漁場形成に応じて漁期中の追加配分を可能とし枠の有効活用を図るためには、大臣管理量と知事管理量とにまたがる留保枠を設定することが適当であることから、漁獲量の変動傾向等を踏まえ追加配分の調整に必要な量として関係者間で協議・合意された7%分を、大臣・知事共通の枠として設定しているものである。

(質問)

効果的な資源管理を行う上で、TAC設定は、魚種別から系統群別に設定するべきであるが、ご意見を伺いたい。

(回答)

「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」の「TAC制度の課題と改善方向」に関する「取りまとめ」において、本件について、次のように整理されており、これを踏まえて対応していきたい。

【取りまとめ（抜粋）】

「系群毎のTAC管理については、系群間の交流がみられ、系群ごとの漁獲量の把握も難しいことから現時点では難しいものと考えられるが、さらに実態を踏まえ検討すること。」

(質問)

サンマについては、豊富な資源であり100万トン～150万トンが漁獲可能といわれている。設定されているTAC（大臣管理分）は、わずか35万トンだが、さんま棒受け網漁業に限定しているため、それすらも捕りきれないと考えられる。現実には、採捕する場合は、まき網及びトロールにも漁獲を許可するべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

(回答)

1 サンマのTACについては、中期的管理方針に則して、資源状況のみならず需給動向等も踏まえてTACを設定しているところである。

【中期的管理方針（さんま）】

「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとする。」

2 具体的には、20年漁期においては、さんま棒受け網漁業について、ABC104万トンに対してTAC35万トンを配分し、採捕実績は31.7万トン（消化率90%）であった。

3 なお、さんま棒受け網漁業の漁獲能力には余力があるものと認識しており、21年漁期に35万トンを漁獲することは十分に可能であると考えている。

(質問)

TACの設定に合わせて、TAEも設定し資源管理を行うとしているが、実際にTAEによる資源回復の効果はどれほどあったのか、さらに、それにかかった予算はどれくらいか、いくつか例を挙げてご教示願いたい。

(回答)

- 1 TAEについては、資源回復計画を作成し休漁等による漁獲努力量を削減しようとしている魚種であって、当該魚種に対する漁獲圧力が強まる可能性の高い時期・海域等において設定する、との運用を行っている。そのため、TAEのみによる資源回復の効果を示すことは困難である。
- 2 TAE管理のためにネットワークシステムを構築・運用しているが、同システムは他のものと一体的に構築・運用されているため、TAEのみに係る経費を算定することは困難である。なお、システム全体の経費は、平成15年度から20年度までの累計で約15億円である。

③ T A C設定の見直しについて

イ T A C設定における漁業者以外の参画と設定プロセスのオープン化【平成 21 年中措置】

(質問)

広く国民に開かれた場で TAC 案の検討を行う体制として、現行の水産政策審議会に漁業者以外の加工業者・消費者・NPO 法人などを加えることが考えられるが、整備すべき体制についてご教示願いたい。

(回答)

現在、T A C案の検討に当たっては、水産政策審議会を開催し、その委員として加工業者、消費者が参加している。

さらに、平成 21 年漁期分より「T A C設定に関する意見交換会」を公開・自由参加により実施しているところであり、広く国民の意見を反映させるよう努めているところである。

④ T A C設定の魚種の見直しについて

ア T A C設定魚種の拡大【平成 21 年度措置】

(質問)

外国の場合、百種近くに及ぶ種について、管理水域毎に T A Cを設定している事例がある。我が国の A B Cを算出している魚種の資源状況は半数以上が低位（悪化、乱獲）か中位の状態にあり、資源の回復が急がれ、厳正な T A C管理を行うべきである。

そのため、T A C対象魚種の追加について、どのような検討が行われたのか、また、今後どのような計画・手法により検討を行うのか、ご教示願いたい。

(回答)

「T A C制度等の検討に係る有識者懇談会」の「T A C制度の課題と改善方向」に関する「取りまとめ」において、本件について、次のように整理されており、今後、これを踏まえつつ、運用を図っていくこととしている。

【取りまとめ（抜粋）】

「そもそも T A C制度は、その実施の条件や関係漁業に与える影響等にかんがみると、すべての資源に適用できるものではなく、また、本制度のみで我が国水産資源の管理を全うすることは難しい。このため、個別資源の特性等に応じて、許可制度等によるインプットコントロール・テクニカルコントロールや資源回復計画、T A C制度等の中から適切なものを組み合わせて活用すべきである。

このような観点から、現在の T A C対象魚種に次いで採捕・消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種であるカタクチイワシ、ホッケ、ブリ、マダラについて T A C対象魚種とすることの適否を検討したが、これらの魚種については、T A Cの決定に足る科学的知見が十分とは言えない状況にあることに加え、資源状況も安定していることなどから、現時点でこれら魚種について T A C管理を追加して実施すべき必要性は低いと考えられる。

今後とも、これら魚種を含め、科学的知見の集積に努めるとともに、資源の特性等を踏まえつつ、T A C対象魚種の追加については継続的に検討すること。」

(質問)

カツオやクロマグロは、高度回遊性魚種ではあるが、オーストラリアやアメリカでは T A Cを設定し I T Q管理を行っている。これらの資源が我が国でも悪化の傾向を示していることから、アメリカやオーストラリアを見習い、早急にカツオやクロマグロを T A C設定対象魚種に加え、I T Qを導入し、管理するべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

(回答)

我が国の T A C制度は、国連海洋法条約第 6 1 条に規定されている、沿岸国の排他的経済水域における生物資源の保存及び管理を目的としている。ご指摘のカツオやクロマグロといった高度回遊性魚種の資源管理については、別途、同条約第 6 4 条に基づき関係国が参加する国際機関（具体的には、中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C））の下で管理が行われることとされているものである。このため、これら魚種について T A C対象魚種に加えることは考えていない。

④ T A C設定の魚種の見直しについて

イ サバ類（マサバとゴマサバのことをいう）におけるT A C管理の見直し【平成 21 年中措置】

（質問）

平成20年度のサバ類について、漁獲量を把握されていると思うが、マサバ、ゴマサバ、区別不明の、それぞれの漁獲量はどれくらいか、ご教示願いたい。因みに、漁業者は即座にマサバ、ゴマサバの見分けがつくと聞いている。

（回答）

- 1 平成20年漁期のマサバ及びゴマサバについては、漁期が20年7月～21年6月であり、漁獲量は現在集計中である（現在までの集計値：6月末までの採捕数量として全体で452千トン。T A C採捕量報告において、マサバとゴマサバを区別していない）。
- 2 なお、「T A C制度等の検討に係る有識者懇談会」の「T A C制度の課題と改善方向」に関する「取りまとめ」において、本件について、次のように整理されており、今後、これを踏まえつつ、運用を図っていくこととしている。

【取りまとめ（抜粋）】

「マサバとゴマサバについては、現在、農林水産統計の統計情報を収集している主要43市場のうち8市場において一定サイズ以上のものについてのみ別々に取り扱われているが、小型魚については種別の扱いは行われておらず、また、その他の市場ではサイズを問わず種別の取扱いは行われていないことから、種別に扱われている量はサバ類の全体漁獲量の3割に満たない状況にある。

このため、マサバとゴマサバについて別々にT A Cを設定しても漁獲量の管理が困難な状況にあり、種別のT A C設定が難しいと判断せざるを得ないが、管理措置の評価のため、今後、入手可能なデータの活用について検討すること。」

（質問）

マサバとゴマサバの資源評価については、魚種別、系群別に10年以上の調査が行われている。水揚データの入手が困難であるとするれば、なぜマサバとゴマサバのそれぞれの資源評価が可能なのか、ご教示願いたい。また、担当の科学者から直接の説明も受けたい。

（回答）

- 1 マサバ太平洋系群及びゴマサバ太平洋系群については、複数の主要港において水産試験場等が実施するサンプル調査から、その港における大凡の月別マサバ・ゴマサバ比を推定しており、この比を更に月別海区別に引き伸ばし、全体の種別漁獲量を推定している。
- 2 一方、マサバ対馬暖流系群とゴマサバ東シナ海系群については、漁獲の主体である大中型まき網分は漁獲成績報告書に記載されている魚種別漁獲量を用いて、これ以外の漁業分は大中型まき網でのマサバ・ゴマサバ比率を準用して、全体の種別漁獲量を推定している。

(質問)

JAS法によれば、生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対して、「標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている和名があれば、この名称を記載する。」しているが、なぜマサバ、ゴマサバを扱う市場にそのような指導をしないか、ご教示願いたい。

(回答)

前述のとおり、マサバ、ゴマサバの全量を区別して取り扱うことが困難なことから、市場に対し、その全量の表示を区別して取り扱うことを指導することは困難である。

⑤ T A Cの厳守に向けたモニタリングの強化について

ア モニタリングの強化【平成 21 年中措置】

(質問)

IT の活用として、漁船の位置や魚種、漁獲量などをリアルタイムに把握管理するシステムの導入がモニタリングの強化に有効と考えられるが、我が国ではどこまで進んでいるのか、ご教示願いたい。

また、漁獲量のデータ把握にかかる時間をご教示願いたい。なお、回答をいただける時点の、T A C設定魚種の入手可能な最新の漁獲データをいただきたい

採捕量を正確に把握するために、具体的にはどのように従来の方法を変更するのか。

現在、採捕量の把握については、漁業者からの報告のみを集計しているが、その数量の正確性については確認されていないのが実態である。特に、資源水準が極めて低位の日本海スケトウダラについては、採捕量を正確に把握することが必要である。対応策として、リアルタイム IT モニタリングや漁船へのオブザーバーの乗船、漁港での立ち入り検査、報告された採捕量のチェック、漁業者から加工業者や小売りまでのトレーサビリティシステムの構築などが考えられるが、ご意見を伺いたい。

(回答)

1 漁獲数量の把握については、IT を活用し、市場の水揚げ伝票（基本的に毎日公表）に基づく数量データを所属漁業団体等（都道府県管理分については都道府県）を經由して、国の業務委託先である漁業情報サービスセンターにて集計している。

前月分の数量は翌月 10 日までに、また、T A C枠の消化率が高くなった場合には、より短い間隔（上中下旬ごと～毎日）で報告を求めており、国はこの数量情報を随時把握していることから、ご指摘の日本海スケトウダラも含め、迅速かつ正確な漁獲活動等の把握が行われていると考えている。

2 海外では、IT による漁船位置の把握やオブザーバーによる監視などを行っている国があると承知しているが、これは採捕量の正確な把握を目的としたものではなく、禁漁区の遵守状況の監視やIQ枠消化後の停泊命令確認等を目的としているものであると聞いている。

しかしながら、我が国においては、

① T A C枠の管理についてIQによる管理ではなく枠を配分している漁業団体ごとに操業が管理されていること、

② 漁業者は通常複数の魚種を漁獲していること

などから、すべての漁船についての位置情報のリアルタイムでの把握や監視が必要とは考えていない。

3 なお、こうしたモニタリング方法については、「T A C制度等の検討に係る有識者懇談会」の「T A C制度の課題と改善方向」に関する「取りまとめ」において、

① 客観性やコストの観点から妥当と考えられること

② 必要な場合には、現地の調査等により補完すべきであること

と整理されたところであり、必要な場合には現地の水揚げ状況等の調査を行うこととしている。

4 最新の漁獲データは別紙のとおり。

(質問)

平成19年度におけるマイワシの漁獲は、10月にTAC数量6万トンを上回った。なぜ、マイワシの操業停止命令を出さなかったのか理由を伺いたい。

マイワシの都道府県への配分として「若干」としているが、TAC管理上は、「若干」の数量を定めるべきと考えるが、数量的にどれくらいか。数量を定めないのはなぜか。「若干」で県は、資源管理ができるのか。

採捕量が前年の実績程度の水準を上回るおそれがある場合は、マイワシを目的とする操業の自粛を指導するとされているが、実績を上回った場合、どのような行政措置を行うのか。また、それぞれの業界は業界ごとの決まりを文書で設けているのか、その決まりを破った場合のペナルティを定めているのか。

(回答)

- 1 マイワシについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウェイトが高まっているため一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、都道府県への配分については、具体的数量を設定しない「若干」の配分を行っている（大中型まき網漁業に対しては、数量で配分している）。「若干」配分の場合の管理方法は、「現状以上に漁獲努力量を増加させないようにする」「採捕の数量を前年の採捕実績程度とするようにする」とされている。
- 2 平成19年漁期においては、中小型まき網など都道府県管理漁業においてマイワシの採捕量が増加したため、国からの指導を踏まえ、関係各県において「海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画」に基づく「若干」配分にかかる管理の指導等が行われたが、定置網漁業や混獲による漁獲が多く採捕の抑制が困難であったことなどから、結果としてTACを上回る採捕量となった。
なお、マイワシは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」第7条から25条までの規定は適用されないため、同法第10条に基づく採捕停止命令を実施できない。
- 3 このため、平成20年漁期に、採捕量が多い12県における操業実態の把握、マイワシの漁獲が急増した場合の採捕抑制の可能性調査など、マイワシの管理方法についての検討を行ったが、現在、混獲による漁獲が主体であり、年により来遊状況の変化が極めて大きいことから、引き続き数量を配分することは困難と考えている。
- 4 しかしながら、今後マイワシ採捕数量がTACを上回ることがないように、主要県においては、採捕数量の適切な把握、マイワシを目的とする操業自粛等の方策を含む、マイワシの漁獲管理のための方針を定めることとし、現在検討が進められているところである。

(質問)

水産庁資料によれば、平成19年度中小型まき網漁業において、マイワシの漁獲があった操業4千回のうち、マイワシ主体の操業(マイワシの混成割合が50%以上だった操業)は約300回とされているが、その操業は、いつ、どこで行われたのか。

なお、マイワシの4千回の漁獲を混獲率と月別の操業回数、採捕量を下表に数値を埋めていただきたい。

(回答)

調査については平成20年漁期に実施しており、その結果は以下のとおり。

平成20年 主要12県の主要漁業(中型まき網など)におけるマイワシ採捕状況

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年計 |
|----------------------------------|---------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| マイワシ採捕のあった | 操業回数(回) | 260 | 177 | 210 | 343 | 302 | 538 | 583 | 532 | 417 | 394 | 129 | 200 | 4,087 |
| | 採捕数量(t) | 1,973 | 359 | 1,664 | 1,347 | 1,191 | 509 | 1,985 | 1,959 | 1,283 | 1,078 | 447 | 364 | 14,158 |
| うち、マイワシ主体(マイワシの混成割合が50%以上だった)の操業 | 操業回数(回) | 63 | 23 | 37 | 45 | 42 | 10 | 18 | 5 | 8 | 35 | 25 | 0 | 311 |
| | 採捕数量(t) | 1,321 | 191 | 1,482 | 957 | 917 | 65 | 280 | 122 | 313 | 480 | 182 | 0 | 6,308 |

※主要12県(千葉、静岡、愛知、三重、和歌山、島根、愛媛、高知、長崎、大分、宮崎、鹿児島)の合計

<参考>

平成20年 主要12県の主要漁業(中型まき網など)における全魚種の採捕状況

| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年計 |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 調査対象となった主要漁業全体の | 操業回数(回) | 1,271 | 1,227 | 2,740 | 1,997 | 2,776 | 2,958 | 3,333 | 2,621 | 2,723 | 2,849 | 2,005 | 1,539 | 28,040 |
| | 採捕数量(t) | 24,845 | 22,087 | 36,792 | 26,420 | 31,002 | 29,665 | 40,329 | 38,104 | 41,796 | 38,303 | 23,492 | 21,333 | 374,170 |

※主要12県(千葉、静岡、愛知、三重、和歌山、島根、愛媛、高知、長崎、大分、宮崎、鹿児島)の合計

⑥ 漁業管理制度の見直しについて

ア IQ方式の活用【平成21年中措置】

(質問)

IQについては、我が国においても適用魚種の拡大が見られ、TAC魚種については導入を図ることが基本であると考えますが、現時点におけるTAC対象種毎のIQ導入の検討進捗状況についてご教示願いたい。

(回答)

- 1 IQ方式を公的管理制度としてTAC対象種を含め一般的に導入することは、
 - ① 漁獲量の迅速かつ正確な把握のための多数の管理要員が必要となるので、多大な管理コストを要すること
 - ② 操業が各漁業者の判断に委ねられ、漁業者団体による管理が行われなくなった場合には、価格の高い時期に漁獲が集中し、市場が混乱すること等の課題が生じることを踏まえると、現時点では適切ではない。
- 2 なお、漁業実態に応じたIQ方式の活用についての具体的な問題に関しては、今後、漁業者団体とも協議しながら整理してまいりたい。

イ ITQ方式の検討【平成21年中措置】

(質問)

同一漁業種類内での割当量の移動を認める妥当性など上記の考慮要件について、どのような検討体制を考えるのか。加え、ITQを導入している諸外国では、その導入により過剰投資が効果的に削減されたと評価されており、このような事実を鑑み、TAC対象魚種及びカツオ・マグロ漁業対象魚種等でのITQの導入の可能性についてご教示願いたい。

(回答)

- 1 現在、IQ方式を実施している日本海ベニズワイガニ漁業や遠洋かつお・まぐろ漁業におけるミナミマグロに関して、同一漁業種類内での割当量の移動を認めることの妥当性等については、今後、漁業者団体とも協議しながら、その体制も含め検討してまいりたい。
- 2 なお、公的管理の下で自由に割当量の移譲を認めるITQ方式の導入については、
 - ① 長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあることに加え、一般的な形で導入すると割当てが権利化し、やり直しがきかないこと
 - ② 各漁業者の割当量が頻繁に変化することから、その管理が非常に難しいこと
 - ③ 割当てが権利化することにより、TACの変更が困難になるなど、資源状況の改善には、むしろ好ましくない影響を及ぼすおそれがあること
 - ④ 割当量の自由な移譲を認めることについての法的な考え方の整理が必要となることといった課題が生じることを踏まえると、公的管理措置として一般的に導入することは、現時点では適切ではない。